平成２４年（フ）第６７３号
静岡県島田市金谷東１丁目696番地の12、住民票上の住所静岡県焼津市大島657番地の２
債務者　大房　哲之
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２号
北海道釧路郡釧路町睦５丁目２番地18　アルプス１号203号室
債務者　斉藤　好美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２６１号
北海道釧路郡釧路町わらび３丁目42番地
債務者　魚住　洋和
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４６号
栃木県小山市神鳥谷５丁目４番９号　ウィルモアＢ―101号
債務者　本多　　敦
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３３１号
岡山市北区野田４丁目８番９号　レオパレスシューペリア207号
債務者　髙鳥　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２２号
東京都八王子市横川町508番地
債務者　三浦　憲久
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６６１号
静岡市駿河区下川原４丁目３番13号
債務者　鷲巣　圭介
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９２号
静岡市葵区安東２丁目７番47―202号
債務者　宮家あかね
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８号
長野県小諸市大字市848番地　メゾンながの８号
債務者　小林　節子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５５５号
静岡県袋井市村松1007番地の11
債務者　松田利彦こと　マツダ　ヴィクトル　トシヒコ
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
愛知県豊橋市富士見台１丁目13番地の１２―404
債務者　福永かおる
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２７９号
愛知県豊橋市以下秘匿、住民票上の住所名古屋市中川区野田２丁目１番地　サンハウス八田６Ｂ号
債務者　庭野あゆみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２８０号
愛知県豊橋市花田町字小松46番地　101
債務者　村松　貴広
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６５４４号
大阪府吹田市山田東４丁目12番10―402号
債務者　中谷　和子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６８１号
大阪府八尾市東山本町１丁目８番10号　中谷文化109号
債務者　知覧　　巧
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部